

第10 不活性ガス消火設備

令第13条及び第16条並びに規則第19条の規定によるほか、次によること。

1 防火対象物又はその部分に応じた放出方式及び消火剤

不活性ガス消火設備の放出方式及び消火剤は、二酸化炭素、窒素（IG-100）、アルゴナイト（IG-55）又はイナージェン（IG-541）（以下この第10において窒素、アルゴナイト又はイナージェンを「イナートガス」という。）それぞれの特性を踏まえて、第10-1表により防火対象物又はその部分に応じて設けること。

第10-1表

《不活性ガス消火設備の部分ごとの放出方式・消火剤の種類》

防火対象物又はその部分		放出方式	全域		局所	移動	
		消火剤	二酸化炭素	イナートガス	二酸化炭素	二酸化炭素	
常時人がいない部分以外の部分			×	×	×	○	
道路の用に供する部分	屋上部分		×	×	×	○	
	その他の部分		×	×	×	×	
常時人がいない部分	その他のもの	防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの	○	×	/	/	
		自動車の修理又は整備の用に供される部分	○	○	○	○	
		駐車のに供される部分	○	○	×	×	
		多量の火気を使用する部分	○	×	○	○	
		発電機室等	ガスタービン発電機が設置	○	×	○	○
			その他のもの	○	○	○	○
		通信機器室	○	○	×	×	
指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	綿花類、木毛及びびかんなくず、ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類、再生資源燃料又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの 木材加工品及び木くずに係るもの 可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	○	×	×	×		
		○	×	○	○		

○：設置できる ×：設置できない

※「常時人がいない部分」とは、次に該当する部分以外の部分とする。

- 1 不特定の者が出入りするおそれのある部分（不特定の者が出入りする用途に用いられている部分又は施錠管理若しくはこれに準ずる出入管理が行われていない部分）
- 2 特定の者が常時存する部分（居室又は人が存在することが前提で用いられている部分）又は頻繁（おおむね1日2時間以上）に出入りする部分

※「局所」は、予想される出火箇所が特定の部分に限定され、他の方式では不適当な場合に限る。

2 全域放出方式の不活性ガス消火設備

(1) 貯蔵容器の設置場所

規則第19条第5項第6号の規定によるほか、不活性ガス消火設備の貯蔵容器（以下この第10において「貯蔵容器」という。）の設置場所は、次によること。

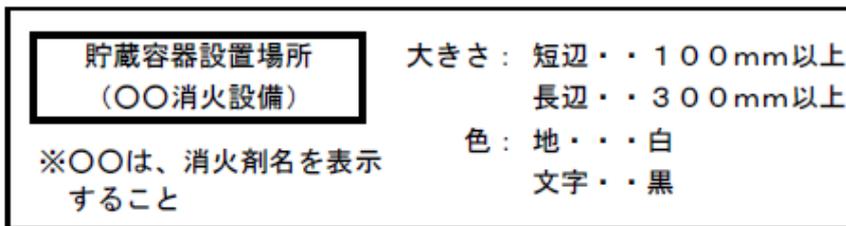
ア 不燃材料で造られた壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され開口部に防火戸を設けた専用の室に設け、かつ、放射する消火剤ごとに、次の(ア)又は(イ)に適合していること。

(ア) 二酸化炭素を放射するものにあつては、防護区画及び防護区画に隣接する部分を通ることなく出入りすることができること。

(イ) イナートガスを放射するものにあつては、防護区画を通ることなく出入りすることができること。

イ 貯蔵容器の設置場所には、当該消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨及び消火薬剤名を表示すること。（第10-1図参照）☆

《貯蔵容器設置場所の標識の例》



第10-1図

(2) 貯蔵容器等

規則第19条第5項第6号の2及び第6号の3の規定によるほか、次によること。

ア 高圧ガス保安法令に適合するものであること。

イ 規則第19条第5項第10号に規定する低圧式貯蔵容器に設ける放出弁は、認定品とすること。☆

(3) 選択弁

規則第19条第5項第11号の規定によるほか、次によること。

ア 選択弁は、認定品とすること。☆

イ 貯蔵容器と同一の場所又は火災の際容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入りしない場所に設けること。☆

ウ 電気式又はガス圧式の開放装置により迅速かつ確実に開放することができ、手動でも開放することができる構造のものであること。

エ 床面からの高さが、0.8m以上1.5m以下の位置に設けること。◇

オ 貯蔵容器から各防護区画までは3以上の選択弁を経由しないものであること。なお、複数の選択弁を経由する場合は、次によること。◇

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

(ア) 選択弁をガス圧で起動するものは、次によること。

- a 選択弁毎に起動用ガス容器を設置すること。
- b 起動用ガス容器用ソレノイドに至る配線は、耐熱配線とすること。

(イ) 貯蔵容器の開放は、系統選択弁用の起動ガスによるものであること。

(ウ) 系統選択弁（貯蔵容器室集合管からの1次弁）は、貯蔵容器室内に設置すること。

(エ) 区画選択弁（系統選択弁からの2次弁）を貯蔵容器室と異なる場所に設置する場合は、次によること。

- a 専用の室又はパイプシャフト等に設置すること。
- b パイプシャフト等を他の配管と共用する場合には、保護函（不燃材料）で覆い、区画選択弁である旨を表示すること。
- c 専用の室又はパイプシャフト等の扉は不燃材料製とし、扉の表面には区画選択弁である旨を表示すること。

(オ) 系統選択弁と区画選択弁との間には、相互に作動状態を表示する装置（表示灯等）及び相互通話装置を設置すること。

(4) 容器弁等 ☆

規則第19条第5項第6号の2、第8号、第9号ニ、第12号及び第13号ハに規定する容器弁、安全装置及び破壊板（以下この第10において「容器弁等」という。）は、認定品とすること。

(5) 容器弁の開放装置

- ア 容器弁の開放装置は、手動でも開放できる構造であること。
- イ 電磁開放装置により起動用ガス容器の容器弁を開放するもので、当該起動用ガス容器の開放により同時に7以上の貯蔵容器を開放する場合は、当該起動用ガス容器を2以上設けること。◇

(6) 配管等

- ア 配管は、規則第19条第5項第7号の規定によるほか、起動の用に供する配管で、起動用ガス容器と貯蔵容器の間が密閉されているものにあつては、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。◇
- イ 使用する配管の口径等は、規則第19条第5項第22号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、（社）日本消火装置工業会が定める圧力損失計算により算出された配管の呼び径とすること。
- ウ 二酸化炭素を放射するものにあつては、貯蔵容器の設置場所内における配管上の次のいずれかの箇所に閉止弁を設置し、「常時開・点検時閉」の表示を付すこと。◇

(ア) 貯蔵容器と選択弁の間

(イ) 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管（起動用ガス容器が5未満の場合に限る。）

エ 前ウの閉止弁は、認定品とすること。☆

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

(7) 噴射ヘッド☆

規則第19条第2項第4号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。

(8) 防護区画の構造等 ◇

規則第19条第5項第3号及び第4号の規定によるほか、次によること。

ア 防護区画は、2以上の居室等にまたがらないこと。ただし、通信機器室、電子計算機室の附室等で、次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができる。

(ア) 他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが、構造上困難であること。

(イ) 廊下、休憩室等の用に供されていないこと。

(ウ) 主たる部分と同一の防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること。

イ 防護区画の避難上主要な扉は、避難の方向に開くことができるものとする。

ウ 防護区画の自動閉鎖装置にガス圧を用いる場合は、起動用ガス容器のガスを用いないこと。

エ 開口部にガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の強度を有し、かつ、耐熱性を有するものとする。

オ 防護区画内には、避難経路を明示することができるように誘導灯を規則28条の3の規定に適合するよう設けること。

カ イナートガスを放射するものにあつては、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して防護区画の開口部を設けないこと。

キ 防護区画からの安全な避難を確保するため、次によること。ただし、無人となる場所又は電気室、機械室等で特定少数の者が出入りする場所は、(イ)によることで足りる。

(ア) 防護区画に設ける避難口は、2以上とし、かつ、2方向避難が確保できるように設けること。

(イ) 当該防護区画の各部分から一の避難口に至る歩行距離が30m以下となるようにすること。

(ウ) 地階の防護区画の面積は、400㎡以下とすること。ただし、防火対象物の地階の階数が一である場合で、防護区画に接して、次のすべてに適合する部分が設けられている場合は、この限りでない。

a 防護区画の外周の2面以上及び周長の2分の1以上がドライエリアその他の外気に開放された部分（以下この第10において「ドライエリア等」という。）に面していること。

b 防護区画の開口部の面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上あること。

c ドライエリア等には、傾斜路、階段等の地上に出るための施設が設けられていること。

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

ク タワー方式の機械式駐車場等の高さのある防護区画は、すべての開口部に消火剤の放射前又は放射と同時に閉鎖できる自動閉鎖装置を設け、開口部に対する消火剤の加算はさせないこと。

ケ 規則第19条第5項第22号の2に規定する圧力上昇を防止するための措置として、イナートガスを放射するものにあつては、次の式により算出した大きさの避圧口を設けること。

《避圧口面積を求める式》

$$A = 134 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A	: 避圧口面積 (cm ²)
Q	: 噴射ヘッドからの最大流量 (m ³ /min)
P	: 許容区画内圧力 (Pa)
ΔP	: ダクト等の圧力損失 (Pa)

(9) 防護区画に隣接する部分の構造等（二酸化炭素を放射するものに限る。）

ア 規則第19条第5項第19号の2ただし書きの「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合」は、次のとおりとすること。ただし、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模、構造等から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除くものとする。

(ア) 隣接する部分が、直接外気に開放されている場合若しくは外部の気流が流通する場合

(イ) 隣接する部分の体積が、防護区画の体積の3倍以上である場合

(ウ) 漏洩した二酸化炭素が滞留し人命に危険を及ぼすおそれがない場合

イ 規則第19条第5項第19号の2の規定によるほか、次によること。◇

(ア) 防護区画に隣接する部分に設ける出入口の扉（当該防護区画に面するもの以外のものであって、通常の出入り又は退避経路として使用されるものに限る。）は、当該部分から避難方向に容易に開放される構造のものとする。

(イ) 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏洩した二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。ただし、やむを得ずピット等（メンテナンスのためにやむを得ず入室することがあるものに限る。）を設ける場合は、防水マンホールや防臭マンホール等を用いるなど漏洩した二酸化炭素が流入しない措置を講じること。

ウ 防護区画に隣接する部分が廊下である場合は、次によること。

(ア) 防護区画に隣接する廊下に面して、出入口がある室（防護区画を除く。）の扉には、その室内側に廊下が防護区画の隣接部分であることを明示した注意銘板を設置すること。

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

(イ) 防護区画に隣接する廊下に、誘導灯を令第26条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、前(ア)に規定する注意銘板が設置された扉の室内側は、規則第19条第5項第19号の2ロの規定にかかわらず、防護区画内で消火剤が放出された旨を表示する表示灯を設けないことができる。

(10) 制御盤等 ◇

ア 不活性ガス消火設備には、次により制御盤及び制御盤からの信号を受信し表示等を行なう火災表示盤（以下この第10において「制御盤等」という。）を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機等と一体となった総合盤等が火災表示盤の機能を有するものにあつては、火災表示盤を設けないことができる。

(ア) 制御盤

規則第19条第5項第19号の3に規定する制御盤は、認定品とすること。

(イ) 火災表示盤

制御盤からの信号を受信し、次の表示及び警報を行なうものであること。

- a 各防護区画ごとの感知器の作動を明示する表示灯及びこれと連動するベル、ブザー等の警報器による警報音を鳴動すること。
- b 放出起動の作動を明示する表示灯
- c 消火剤の放出を明示する表示灯
- d 起動回路異常（地絡又は短絡）を表示する表示灯
- e 閉止弁の閉止状態を表示する表示灯
- f 起動方式が自動式ののものには、自動及び手動を明示する表示灯

イ 制御盤等の設置場所は、次によること。

(ア) 火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所であること。

(イ) 点検に便利な位置であること。

(ウ) 制御盤は、貯蔵容器の設置場所又はその直近に設置すること。

(エ) 火災表示盤は、規則第12条第1号第8号に規定する防災センター等に設けること。

ウ 起動装置の放出用スイッチ、引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの遅延時間は、次によること。

(ア) 二酸化炭素を放射するものにあつては、20秒以上とすること。

(イ) イナートガスを放射するものにあつては、防護区画を形成するために必要な時間とすること。

エ 制御盤等には、不活性ガス消火設備の完成図（完成時の平面図、系統図、防護区画図等）及び取扱説明書を備えること。

(11) 起動装置

規則第19条第5項第14号から16号までの規定によるほか、次によること。

ア 規則第19条第5項第14号イただし書きの規定により、自動式とすることができる

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

場所は、次のいずれかに該当する場所とする。

(ア) 常時人のいない防火対象物で、二次的災害の発生するおそれのない場所

(イ) 夜間等無人となる防火対象物の当該無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのない場所

イ 起動装置が設けられている場所は、起動装置及び表示が容易に識別できる明るさを確保すること。◇

ウ 手動式の起動装置は、次によること。

(ア) 消火のために意識して操作しなければ起動できない機構とすること。

(イ) 条例等規則別表第1に規定される標識を設けるとともに、保安上の注意事項を次の内容で表示すること。

a 火災又は点検のとき以外には、当該手動装置に手を触れてはならない旨

b 不活性ガス消火設備を起動した後、すみやかに安全な場所へ退避することが必要である旨

エ 手動起動装置の操作箱は、認定品とすること。◇

オ 自動式の起動装置は、次によること。◇

(ア) 起動方式は、異なる種別の複数の感知器から火災信号が制御盤に入力される、次のいずれかのAND回路制御方式とすること。ただし、完全に無人の防火対象物は一の信号で起動する方式とすることができる。

a 不活性ガス消火設備専用の複数の感知器から、火災信号が制御盤に入力される方式

b 一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から、他の火災信号は不活性ガス消火設備専用の感知器から、火災信号が制御盤に入力される方式

(イ) 不活性ガス消火設備専用の感知器からは、自動火災報知設備の受信機へ火災信号が送られないこと。

(ウ) 感知器の種別は、熱式の特種、1種、2種又は3種（空気管式のものを消火設備と常時連動している自動火災報知設備の感知器又は不活性ガス消火設備専用の感知器として用いる場合に限る。）とすること。ただし、当該熱式の感知器では非火災報の発生が容易に予想される場合又は火災感知が著しく遅れることが予想される場合は、この限りでない。

(エ) 感知器は、規則第23条第4項の規定の例により設けること。ただし、タワー方式の機械式駐車場等で天井高の高いものにあつては、差動式分布型とし、上下のピッチを15m以下ごととすること。

(オ) 不活性ガス消火設備専用の感知器は、防護区画ごとに設けること。

(12) 音響警報装置

規則第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定によるほか、次によること。

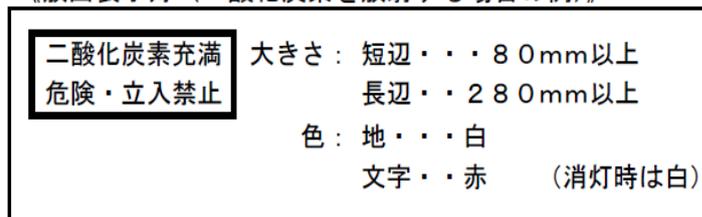
第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

- ア 音響警報装置は、認定品とすること。
- イ 音響警報装置は、音声による警報装置とすること。
- ウ 音響警報装置のスピーカーは、当該防護区画の各部分からスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように反響等を考慮して設けること。この場合において、騒音の大きな防護区画等で警報装置だけでは効果が期待できない場合には、赤色の回転灯を設けること。
- エ 音響警報装置のスピーカーは、自動火災報知設備の地区音響装置（音声のものに限る）又は放送設備のスピーカーと近接して設置しないこと。
- オ 防護区画及び防護区画に隣接する部分以外で、防護区画に隣接する部分を経由しなければ避難できない室（以下この第10において「袋小路室」という。）には、消火剤が防護区画内に放射される旨を有効に報知できる音響警報装置を規則第19条第5項第17号の規定の例により設けること。

(13) 放出表示灯

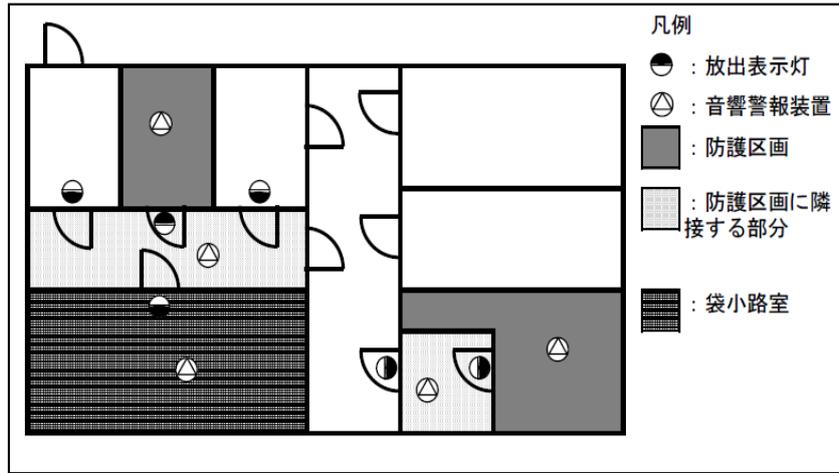
- 規則第19条第5項第19号イ(ハ)及び第19号の2ロに規定する表示灯（以下この第10において「放出表示灯」という。）は、次によること。
- ア 消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。
 - イ 前アでは、十分に注意喚起が行なえないと認められる場合は、赤色の回転灯を設けること。
 - ウ 放出表示灯は、防護区画又は防護区画に隣接する部分（二酸化炭素を放射するものに限る。）の出入口等のうち、通常の出入口又は退避経路として使用される出入口の見易い箇所に設けること。
 - エ 防護区画に係る放出表示灯と防護区画に隣接する部分に係る放出表示灯は、同一仕様のものですることができる。
 - オ 放出表示灯は、次の第10-2、-3図の例によること。

《放出表示灯（二酸化炭素を放射する場合の例）》



第10-2図

《音響警報装置及び放出表示灯の設置例》



第10-3図

(14) 注意銘板

防護区画内の見やすい箇所及び放出表示灯を設けなければならない出入口の見易い箇所には、保安上の注意事項を表示した注意銘板を次の第10-4図の例により設けること。

《注意銘板（二酸化炭素を放射する場合の例）》

①防護区画内に設置するもの

注意 ここには

不活性ガス消火設備（二酸化炭素）を設けています。
消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避してください。

大きさ：短辺・・・270mm以上 色：地・・・黄
長辺・・・480mm以上 文字・・・黒

②防護区画の出入口に設置するもの

注意 この室は

不活性ガス消火設備（二酸化炭素）が設置されています。
消火ガスが放出された場合は、入室しないでください。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認してください。

大きさ：短辺・・・200mm以上 色：地・・・淡いグレー
長辺・・・300mm以上 文字・・・緑

③防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの

注意 この室は

〇〇に設置された不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の消火ガスが充満するおそれがあります。
消火ガスが放出された場合は、入室しないでください。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認してください。

大きさ：短辺・・・200mm以上 色：地・・・淡いグレー
長辺・・・300mm以上 文字・・・緑

④袋小路室の出入口（廊下に面するもの）に設置するもの

この廊下は

不活性ガス消火設備（二酸化炭素）が設置されている部屋に隣接しています。
消火ガスが放出された場合は、廊下に消火ガスが流入するおそれがありますので、速やかに避難してください。

大きさ：短辺・・・200mm以上 色：地・・・淡いグレー
長辺・・・300mm以上 文字・・・緑

第10-4図

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

(15) 空気呼吸器

避難誘導及び人命救助に必要な空気呼吸器（内容積が2リットル以上のもの）を防災センター等に1基以上設置すること。この場合において、当該空気呼吸器は、火災避難用保護具（自給式呼吸保護具に限る。）としての認定品であること。

(16) 排出措置等

ア 規則第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置は、次のいずれかの方法とすること。

(ア) 排気機器を用いる排出方法

- a 専用の排出装置とすること。ただし、排出した消火剤が他室に漏洩しない構造のものにあつては、他の設備の排気装置等と兼用することができる。
- b 排出装置の排出能力は、防護区画に係るものは1時間あたり概ね3回から5回、防護区画に隣接する部分に係るものは1時間あたり1回以上換気できること。
- c ポータブルファンを用いる場合は、次によること。
 - (a) 防護区画の壁面で、床面からの高さが1 m以下の位置に、ダクト接続口を設けること。
 - (b) ダクト接続口は、常時閉鎖されており、ポータブルファン使用時は、接続部分から消火剤が漏洩しない構造であること。
 - (c) ダクト接続口の付近にポータブルファン専用の非常電源によるコンセントを設けること。
 - (d) 消火剤をダクト接続口から屋外の安全な場所に排出するために必要な長さのダクトを常備しておくこと。
- d 排出装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

(イ) 自然排気による排出方式

- a 開放できる開口部で、外気に面する開口部（床面からの高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部に限る。）の大きさが当該防護区画又は防護区画に隣接する部分の床面積の10%以上で、かつ、容易に消火剤が拡散されるものであること。
 - b 開口部の開放は、防護区画外から操作できること。
- イ 排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、当該防護区画の外から容易に操作できるものであり、かつ、その直近に当該装置である旨の標識を設けること。

ウ 規則第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する「安全な場所」とは、次の場所とする。

- (ア) 隣接建築物の吸気口及び開口部が周辺にないこと。
- (イ) 周辺に人の通行や滞留がないこと。

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

- (ウ) 消火剤が滞留するおそれがある窪地等がないこと。
- エ 排出装置等に係る図書（排出装置の起動装置の位置、ダクト系統図、排出場所、ポータブルファンの配置場所等）を防災センター等に備えること。
- (17) 非常電源、配線等
 - ア 令第16条第7号並びに規則第19条第5項第20号及び第21号の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備8の規定を準用すること。
 - イ 非常電源の容量は、次の動作を有効に1時間作動させることができる容量以上とすること。
 - (ア) 貯蔵容器（低圧式のものに限る。）を低温度に保持すること。
 - (イ) 不活性ガス消火設備を起動させること。
 - (ウ) 消火剤が放出された旨を表示すること。
 - (エ) 放射された消火剤を安全な場所へ排出すること。

3 局所放出方式の不活性ガス消火設備

二酸化炭素を消火剤とする局所放出方式の不活性ガス消火設備については、次によること。

- (1) 局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置場所
 - 局所放出方式の不活性ガス消火設備は、駐車のために供される部分及び通信機器室以外の部分で、次に適合する場合に設置することができるものであること。
 - ア 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場合
 - イ 全域放出方式又は移動式の設置が不相当と認められる場合
- (2) 貯蔵容器の設置場所
 - 前2(1)の規定によること。
- (3) 貯蔵容器
 - 前2(2)の規定によること。
- (4) 選択弁
 - 前2(3)の規定によること。
- (5) 容器弁等
 - 前2(4)の規定によること。
- (6) 容器弁の開放装置
 - 前2(5)の規定によること。
- (7) 配管等
 - 前2(6)の規定によること。
- (8) 噴射ヘッド
 - 令第16条第2号及び規則第19条第3項に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。
- (9) 制御盤等
 - 制御盤等を設ける場合は、前2(10)（ウを除く。）によること。ただし、規則第19条

第2章第2節 第10 不活性ガス消火設備

第5項第19号イ(イ)に規定される遅延装置は、設けないことができる。

(10) 起動装置

前2(11)の規定によること。

(11) 音響警報装置

前2(12)の規定によること。

(12) 排出措置等

前2(16)の規定によること。

(13) 非常電源、配線等

前2(17)の規定によること。

4 移動式の不活性ガス消火設備

(1) 設置場所

前1の表に掲げる移動式とすることができる部分のうち、規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」に設置することができる。この場合において、当該場所の取扱いは、第7 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱いの規定によるほか、令第13条第1項の規定による電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、次のいずれかに該当する部分とする。

ア 地上1階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に面する扉等）の有効面積の部分が、床面積の15%以上である部分

イ 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積（当該設備の周囲5mで算出した場合に限る。）で、実際に当該部分が区画されている床面積の5分の1未満となる部分

(2) ホース等

規則第19条第6項第6号に規定するホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。

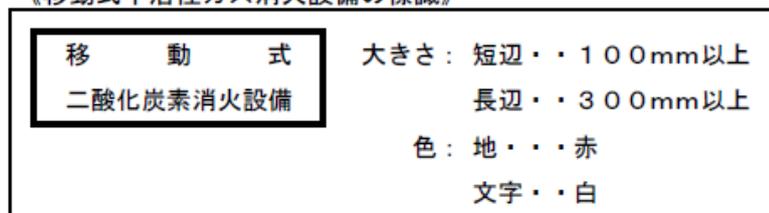
(3) 灯火等

規則第19条第6項第4号に規定する灯火及び標識は、次によること。

ア 赤色の灯火の電源は、規則第24条第3号の規定の例により設置すること。

イ 移動式不活性ガス消火設備である旨及び消火剤の種類を表示した標識は、次の第10-5図の例によること。

《移動式不活性ガス消火設備の標識》



第10-5図

5 冷蔵庫又は冷凍室に設ける不活性ガス消火設備 ☆

(1) 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備を冷蔵庫又は冷凍室に設ける場合は、次によること。

ア 前2によるほか、次によること。

(ア) 消火剤の貯蔵量は、防護区画の体積1 m³につき0.536 kg以上の割合とすること。

(イ) 配管は、呼び径20 A以上のものを使用すること。

(ウ) 放射時間は、15分を標準とすること。

(エ) 起動装置は手動式とし、選択弁を設ける場合は、各防護区画の出入口付近に設けること。

(オ) 室内から出入口の扉を開放でき、容易に退避できる場合は音響警報装置を設けないことができる。この場合、室内から避難口が容易に判別できる措置を講じること。

イ 噴射ヘッドは、凍結防止のため、錫はく等で密封すること。

6 特例適用の運用基準

規則第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定される消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための排出装置の非常電源は、令第32条の規定を適用し非常電源専用受電設備とすることができる。この場合において、非常電源専用受電設備は、規則第12条第1項第4号イの規定によること。

